奈良県特定外来生物防除実施計画

アライグマ

ヌートリア

アライグマは北米原産のアライグマ科の動物であり、ヌートリアは南米原産の大型のネズミの仲間である。両者とも本来日本には生息していなかったが、前者はペットなどとして、後者は毛皮獣として日本に輸入された。その後、遺棄もしくは逃亡した個体が野生化し、両者ともに環境適応力及び繁殖力が高く、日本には強力な捕食者や競争者となる生物もいなかったため、全国各地で急速に生息分布域を広げ、生態系への被害を生じさせるようになった。

これを受けて、環境省は平成17年6月に施行された『特定外来生物による被害の防止に関する法律』において、アライグマ、ヌートリアを「特定外来生物」に指定した。本県でも、アライグマ、ヌートリアによる生態系及び県民生活への影響が懸念されるため、効率的・効果的な防除を実施するために、本計画を定める。

なお、本計画の策定日をもって、令和3年2月12日策定の「第2期アライグマ防 除実施計画」を廃止する。

目 次

1	特定外来生物の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	防除を行う区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	防除を行う区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	防除の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5	防除の方法	
	(1) 捕獲の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(2) 捕獲した個体の処分方法・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(3) 殺処分後の個体処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(4) 措置支援にかかる捕獲個体の調査・・・・・・・・・・・・	4
	(5) 捕獲の記録及び報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(6) モニタリング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6	侵入の予防措置及び被害発生の防止措置	
	(1) 侵入の予防措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(2)被害発生の防止措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
7	普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
参:	考資料	
	別紙 1 捕獲装置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	別紙2 アライグマ・ヌートリアの県内における防除体制・・・・・	8
	様式第1号 特定外来生物の防除実施計画に基づく捕獲報告書・・・・	9
	様式第2号 特定外来生物目撃等調査票・・・・・・・・・1	0
	様式第3号 特定外来生物目撃情報とりまとめ表・・・・・・・1	1

1 特定外来生物の種類

アライグマ (Procyon lotor)、 ヌートリア (Myocastor coypus)

防除を行う区域 奈良県全域

3 防除を行う期間

令和5年5月30日 ~ 令和15年5月29日

4 防除の目標

防除を行う区域から完全排除することを最終的な目標とするが、当面の目標として、 新たな定着や生息分布域の拡大を防ぎ、防除対象によって引き起こされる各種被害の 低減を図ることとする。

5 防除の方法

(1) 捕獲の方法

各市町村は、下記を参考に、箱わな等による捕獲を行う。また、鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲により、各市町村が被害状況に応じて箱わな等を設置して捕獲することも可能とする。

県は、各地域における被害状況等を勘案して、各市町村において効果的な防除が推進 されるよう、他地域で実施されている防除に関する情報提供、学識者の紹介、防除講習 会の開催など適切な支援を行うこととする。

① 捕獲重点地域の設定

捕獲を行う際には、地域ごとに詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、重点 的に捕獲を行う地域や監視体制を強化する地域の設定を行うことが望ましい。

② 捕獲方法

アライグマ及びヌートリアの生息環境や、錯誤捕獲の防止、捕獲効率、捕獲事例、 捕獲体制等を勘案し、原則として箱わなによる捕獲とする(別紙1 捕獲装置図参 照)。

③ 捕獲体制

ア 防除の実施体制

県・市町村・県民が協働して防除を実施する。詳細は別紙2「アライグマ・ヌートリアの県内における防除体制」のとおり。

イ 個人による捕獲

市町村による捕獲のうち、個人の協力により行う場合は下記に留意する。

捕獲は、原則として、使用する猟具に応じ、鳥獣保護管理法による狩猟免許を有する者が行う。ただし、次の要件を全て満たしている場合には、狩猟免許を有しない者であっても捕獲を行うことができることとする。

【狩猟免許を有しない者の参加要件】

- ・市町村又は一般社団法人奈良県猟友会が実施する適切な捕獲と安全に関する 知識及び技術についての講習を受講した者
- ・良識があり、必要に応じていつでも、迅速に捕獲に従事できる者
- ・自身が管理する敷地内あるいは、土地の所有者又は借受人若しくは管理者の 了承を得ている他人の土地において、自己の責任・管理のもと、箱わなを 設置して捕獲しようとする者

④ 捕獲に係る留意事項

捕獲を実施する際には、次の事項に充分留意することとする。

ア 錯誤捕獲の防止

- ・目撃情報や被害情報の分析、足跡、糞、食痕等のフィールドサインの確認、あるいは、侵入経路の把握等により、わなの適切な設置場所、設置期間を判断する。
- ・夜間に捕獲されることが多いため、わな設置期間中は、原則として朝を中心に 一日一回以上の巡視を行うことが望ましい。

イ 事故の発生防止

- ・わなを設置した場所の周辺で子供が遊ぶことなどがないか等、周辺への安全確保 を徹底する。また、事故防止の観点から、必要に応じて設置を夜間に限定する など地域の実情に応じた対策を講じることとする。
- ・アライグマ及びヌートリアは、寄生虫や感染症その他病原菌を保有している可能性があるため、捕獲したアライグマ及びヌートリアの取り扱いに当たっては、 革手袋等を使用し、接触や糞の始末の後は充分手洗いなどを行うようにする。 また、万が一、噛まれたり引っかかれたりした場合には、傷口を消毒し、必要に応じて医療機関の診察を受けるなど適切な措置を講じることとする。
- ・使用後の箱わなは、洗浄等を行い、感染症等を防止する。

・捕獲に使用するわなには、猟具(箱わな)ごとに、市町村が発行する本計画に基づく防除である旨を記載したプラスチック製の標識に、箱わな所有者、電話番号等の連絡先及び捕獲期間を記載し装着することとする(文字の大きさは1文字あたり縦横概ね1cmとする。)。

ウ 防除区域及び期間の配慮

- ・アライグマ及びヌートリア以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は 避けることが望ましい。
- ・鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲 にあたっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟 期間の延長と誤認されることのないよう注意する。
- ・わなの設置にあたり、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生 の遠因を生じさせることのないよう注意する。

エ 捕獲に係る禁止及び制限措置

- ・鳥獣保護管理法第12条第1項第3号又は第2項で禁止又は制限された捕獲を 行わないこととする。
- ・同法第15条第1項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内に おいて使用を禁止された猟法により捕獲を行わないこととする。
- ・同法第36条に基づき危険猟法として規定される手段による捕獲を行わないこととする。

(2) 捕獲した個体の処分方法

本計画に基づき、捕獲された個体は、原則として、特定外来生物被害防止基本方針(平成26年環境省、農林水産省)に沿い、できる限り苦痛を与えない方法により殺処分することとする。

① 殺処分の方法

市町村は、捕獲したその場所で、あるいは捕獲場所から殺処分を行う施設等へ捕獲した個体を運搬し、炭酸ガスや麻酔等を用いた安楽殺処分を行うなど適正に処分することとする。

県は、捕獲実施主体である市町村と連携して適切に処分が行われるよう、安楽殺措置支援施設を設置し、市町村の依頼を受けて、獣医師による安楽殺措置(炭酸ガスや麻酔薬等の使用)を実施する。

② 処分の例外

捕獲個体について、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、各市町村の判断で、外来生物法第5条第1項による飼養等の許可を得ている者又は同法第4条第2項の規定により特定外来生物を適法に取り扱うことができる者に譲り渡すことができることとする。

(3) 殺処分後の個体処理

殺処分した個体は、山野に放置せずに、速やかに処分することとする。

この場合、感染症の危険性等を勘案し、原則として市町村の一般廃棄物処理場等で焼却することとし、やむを得ず埋葬する場合は、悪臭の発生や感染症など公衆衛生に配慮するとともに、野生動物による掘り返しがないよう留意するものとする。

(4) 措置支援にかかる捕獲個体の調査

市町村から依頼を受けて県が安楽殺措置する個体について、県は、捕獲年月日や雌雄 等個体の情報を収集する。

また、必要な場合は、動物由来感染症対策としての検査を行う。

(5) 捕獲の記録及び報告

市町村は、捕獲状況をとりまとめ、翌年度上半期中に、捕獲報告書(様式第1号)を 奈良県水循環・森林・景観環境部景観・自然環境課に提出することとする。

(6) モニタリング

市町村は、住民や捕獲従事者から収集したアライグマ及びヌートリアの目撃情報、捕獲情報を「特定外来生物目撃等調査票」(様式第2号)に記録し、とりまとめ表(様式第3号)により奈良県水循環・森林・景観環境部景観・自然環境課まで提出することとする。

また、市町村は、生息状況、被害状況及び捕獲状況を適切にモニタリングし、捕獲の進捗状況を点検するとともに、その結果を捕獲の実施に適切に反映するよう努める。

6 侵入の予防措置及び被害発生の防止措置

地区や自治会等地域ぐるみで、アライグマ、ヌートリアの生態を踏まえた下記の予防 措置、被害発生防止に取り組むなど県民の積極的な参画と協働により、被害の事前回避、 軽減を図るものとする。

(1) 侵入の予防措置

市町村は、次のことを普及啓発する。

①誘引条件の排除

- ・農作物の未収穫物、落果実等を農地に放置しない。
- ・犬や猫などペットの残り餌を放置しない。
- ・残飯を屋外に放置しない。
- ・ゴミ集積場ではゴミを出す時間を厳守し、ネット等をかける。

②アライグマの家屋等への侵入防止

アライグマは、樹洞や岩穴等で営巣することから、これらと条件が似た人家の屋根裏、納屋、廃屋等に棲みつき、繁殖する場合がある。そのため、アライグマが人家の屋根裏等に侵入できないように、換気口や隙間を金網などでふさぐなどして侵入を防止するよう住民への普及啓発を行う。

(2)被害発生の防止措置

①防護柵の設置

ア アライグマ

通常の金網やその他網等の場合、登る、噛み切る、くぐるなどにより効果がないため、電気柵の設置が基本となる。電気柵の場合には、周囲の安全に充分注意するものとする。また、草が架線に接触すると漏電のため通電しないため、草刈りを行うか、地面から数10cmにトタンを設置し架線を地面から離すことがのぞましい。果樹の被害対策として、被害木の根元にトタンを巻き付けて登れないようにすることも有効である。

イ ヌートリア

低い柵では乗り越えて侵入する可能性があるので、高さ 60cm 以上、出来れば 90cm 以上の柵を設置することが望ましい。

②侵入箇所からの追い出し

人家の屋根裏、廃屋、空き屋等への侵入を確認した場合は、燻煙剤をたくなど して追い出した後、侵入箇所をふさぐようにする。

7 普及啓発

アライグマ、ヌートリアともに日本人の都合によって輸入されたものが遺棄もしく は逃亡によって野生化したものである。すなわち今日の様々な被害の発生は、人間の無 責任な対応による結果であると言える。現状、これらによって生態系への被害・県民生 活への影響がある。人間が起こした責任だからこそ、負の遺産を次世代へ引き継がない ために、今を生きる私達が解決へ向けて努力する必要がある。

そのためには、多くの県民がアライグマ、ヌートリアを含む外来生物に関する正しい知識を持つことが重要である。県及び市町村は、広報掲載・パンフレットの作成、ホームページによる情報提供、セミナー・環境学習などを通して、県民が外来生物に関心を持ってもらえるよう、普及啓発に努める。